

令和7年第2回与論町議会臨時会

# 会 議 録

令和7年5月1日

与 論 町 議 会

# 令和7年第2回与論町議会臨時会会議録

令和7年5月1日（木）午前10時00分開会

## 1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第47号 令和7年度与論町一般会計補正予算（第1号）

第4 議案第48号 那間小学校一時使用校舎整備事業契約の締結について

第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第16号））

## 2 出席議員（9人）

1番 池田 理 恵 議員

2番 川内 恵 司 議員

3番 吉田 勉 議員

4番 吉田 剛 議員

5番 原 栄 徳 議員

6番 遠山 勝 也 議員

7番 高田 豊 繁 議員

8番 大田 英 勝 議員

10番 沖野 一 雄 議員

## 3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（10人）

町 長 田 畑 克 夫 君

副 町 長 山 下 哲 博 君

教 育 長 中 山 義 和 君

総務企画課長 龍 野 勝 志 君

税 務 課 長 坂 元 守 君

こども未来課長 光 俊 樹 君

建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君

産 業 課 長 堀 田 哲 也 君

教育委員会事務局長 竹 村 栄 作 君

生涯学習課長 松 村 誠 司 君

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 林 健 太 郎 君

書 記 谷 山 智 美 君

開会 午前10時00分

----- ○ -----  
○議長（沖野一雄議員） ただいまから、令和7年第2回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、3番、吉田 勉議員、7番、高田豊繁議員を指名します。

----- ○ -----  
**日程第2 会期の決定**

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----  
**日程第3 議案第47号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第1号)**

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第47号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第47号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、子ども第三の居場所整備事業債5530万円、砂美地来館自家発電設備更新事業債2500万円を追加しております。

次に、歳出の主なものとしまして、子ども第三の居場所設置費1億1440万円、保健体育総務費3080万円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ6741万4000円を追加し、一般会計予算総額56億5401万4000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 目10から16に変更という形で予算が提出されておりますが、当初から3000万円あまりが追加になっているようですが、どういったところが変更になったのかについて説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 光 俊樹こども未来課長。

○**こども未来課長(光 俊樹君)** 今年度の4月1日からこども未来課課長になりました、光 俊樹です。今後とも、よろしくお願いいたします。説明をさせていただきます。予算額は3000万円ほど大きく増額になっているのですが、令和7年度当初予算の時に工事費として7500万円から600万円あまりということで概算の見積もりを出してありまして、そちらの額は上回らないだろうということでしたが、実績のほうを、事細かく積算のほうを進めて行きますと、今回実績が2月末で完了したのですが、そのところで単価が非常に上がっている傾向にありまして、その中でも仕上げと撤去工事というところが、今回子ども第三の居場所は総合グラウンドの所の管理棟の所になるのですが、そのトイレを全てやり替えます。その取り壊し関係とか、トイレを和式から洋式化にするところで、約550万円プラス直工費で上がっています。それから、屋上防水のところなのですが、これが当初の概算で500万円くらいでみていたのですが、そこが1100万円くらい単価が上がってしまっていて、それくらいの増額で約600万円ちかく直工費で上がっております。あと浄化槽の18人槽を設置するのですが、そちらが1500万円くらいでみていたところが約2000万円ということで直工費が上がっている関係と、今回の工事については6カ月での計算を概算のときには立てていたのですが、今回工事期間を7カ月と十分にもったほうが良いのではないかという検討がありまして、7カ月とした場合に直工費の増額と一般管理費、現場管理費等の増額に伴って、今回今回こういった増額という形になっております。

○**議長(沖野一雄議員)** 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**議長(沖野一雄議員)** 異議なしと認めます。

したがって議案第47号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長(沖野一雄議員)** 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**議長(沖野一雄議員)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

**日程第4 議案第48号 那間小学校一時使用校舎整備事業契約の締結について**

○**議長(沖野一雄議員)** 日程第4、議案第48号、那間小学校一時使用校舎整備事業契

約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（田畑克夫君）** 議案第48号、那間小学校一時使用校舎整備事業契約の締結についてについて、提案理由を申し上げます。

那間小学校一時使用校舎整備事業について、公募型プロポーザル方式により大和リース株式会社 鹿児島支店 支店長 内門 康広と事業契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（沖野一雄議員）** 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、原 栄徳議員。

**○5番（原 栄徳議員）** 教育委員会のほうから、内容については詳しく説明を受けました。公募式で募集したところ、大和リースさん1社しか候補に上がらなかったということです。ということで、内容に関しては先ほど縷々の説明を受けましたので、この1社しか応募していないということは、まあ裏のほうでいろいろと談合もあったのではないかと思います。まあそれは事実わかりませんが。そういった面からしても是非その管理、与論町として事業の進捗状況、建築の進捗状況、そういったのをしっかりと管理をしていただきたいと思います。それで、金額的に予算的に、後々増額にならないように、その辺も管理をしながら業者さんと打ち合わせをし、この金額で最終的に済むような方向で進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（沖野一雄議員）** 中山義和教育長。

**○教育長（中山義和君）** 原議員、本当ありがとうございました。本当に高い金額ですので、管理をしっかりとしながら、素晴らしい那間小学校の一時使用校舎が出来るように、こちらも務めてまいりたいと思います。また、予算が膨らまないようにということがありましたが、何度か現地で確認作業をしながら、いろいろ先ほどあった外部のトイレだとか、そういったところとか私たちの要望を追加追加でやってきているのですが、そういったところも増額ではなくて最初から提示された予算の範囲内で行っていただいているということも、ありがたいなと思っています。今後、そういったところが増えていかないような範囲のところで、しっかりと管理していきたいと思ます。ありがとうございます。

**○議長（沖野一雄議員）** 他に質疑はありませんか。

3番、吉田 勉議員。

**○3番（吉田 勉議員）** 先ほど、教育委員会のほうから説明はいただきましたが、原議員からあったように、プロポーザルで1社しか参加しなかったと。それと、まず最初は基本的に予算化をしたり、工事の予定価格をだいたい決めたりするときに、どうし

ても見積りの中で3社以上の見積りというのが契約関係の基本的な条件なのですが、特殊な作業だっただけに業者がなかなか見つからなかったというふうに解釈しますが、現状としてはどのようなものでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村栄作教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。発注にあたりましては、まず8月の後半頃に校舎のほうでコンクリートの剥落がございまして、そこから早急な対応を実施すべく動いたところとございました。おっしゃられるように、見積りのほうは数社から徴収した上で予定価格等決定していくものだと認識はしているところとございますが、やはり今回は特殊な業務でございました。また、期間も短縮したいというところから1社からの徴収とさせていただいているところとございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田 勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 理由はわかりましたが、どうしてもですね、こういう公共工事に関しては、基本的にどのくらいのお金がかかるということに関しては、やはりいろいろなところから見積りを取ったり、いろいろなそういう月間のそういうあれもありますので、だいたいの予算の内訳はどうしても理由がつくような、予算の組み方、それから予定価格の決め方をしていけないと、1社から見積りを取って、1社しか参加しなかったということになれば公共性をやはり無くしますので、今後はそういうのに注意をしていただきたいと思います。それとあと1点ですが、今回その6年間の仮校舎として使っていくという計画のようですが、その間前の古い建物は壊さないわけですので、駐車場もかなり狭くなると思いますし、その使わない校舎を次のいろいろな計画が出てきたら、その段階であるとは思いますが、使わない校舎がそのまま残ってしまうとひょっとして6年間残ってしまえば、中央公民館も一緒ですけど、使わない建物がそのまま残ってしまうということに関してはいろいろ問題がありますので、管理上また大変です。確かに、建設をする計画ができた段階で建物を壊していくというのが理想的な予算の組み方かもしれませんが、那間小の場合は校庭も狭いし駐車場の問題もありますので、できればどこか工夫をして駐車場ができたり校舎を有効に利用できる感じの計画もしながらやっていったらどうかなと思います。この6年間ということでその仮校舎を使うことはできても新しい校舎ができるのか、まだ未定ですよ、いろいろな感じの中で。その中で、その間、計画ができるまでは使用しない校舎という感じで廃屋が残るわけですので、いろいろな面でもうちょっと良い方法は無いものか検討をしていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 竹村栄作教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） 駐車場に関しましては、今実際駐車場として利用しているところに一時使用校舎が建ちますので、近隣周辺部のほうで何とかお願いできないかというところで今、相談をさせていただいているところとございます。そして現在の校舎につきましては建替のほうの工事とセットで校舎のほうの撤去も考えていかなければいけないと考えているところです。また、他の国のほうの事業で、そういった撤去事業に充てられる、地方交付税を充てる制度も新たな形で出ているような情報も把握しておりますので、そういったものも活用できれば、できるだけ早めに既存校舎のほうは撤去をしながら敷地の有効活用をできるように努めてまいりたいと思

ます。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） この工事を進めるにあたり、周辺の道は非常に狭いかと思います  
すが、大型車等はどのように行き来するのか教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 竹村栄作教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） 今現在考えているのが、職員室の後ろの道路から  
プール側を通るルートと、体育館の南側のほうのフェンスがありますけど、そのまた  
さらに南側の用地等も、もし相談ができれば、そちら側からの搬入等も今後検討して  
いかなければいけないと考えております。まだ正式な搬入ルート等は決まってお  
りませんので、子供達への安全対策を含め事業者さんと協議しながら進めていき  
たいと考えているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり登下校の時間帯など  
は非常に危険かなと感じております。また、下校に関しては各学年によって時間帯も  
違います。その後にスポーツ少年団が開催されている曜日もございますので、こちら  
も業者の方々と必要なところは情報共有しながら安全に努めて工事のほうを進めて  
いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 若干、吉田 勉議員と重なるかもしれませんが、やはりこれ  
から運動会もあるわけですよ、それから工事用の建設資材それから建設機械、特に今  
回この鉄骨を作って、鉄骨を鹿児島で加工してから搬入してこれを組み立てる  
ことになるかと思うのです。四角鋼管とかH鋼とかいろいろあるかと思いますが、そ  
ういうのを扱う場合には大型クレーンを使うわけですよ。ブームの長いほうを使っ  
て敷地外から作業するというのもあるかと思うのですよ、校舎の横のスペンが長い  
わけですから、ということは体育館側からはクレーン車は使えないわけですから、南  
側からしか使えないわけですから。南側からブームの長いクレーン車を使うのが想定  
されますよね。そうするとどうしてもその土地を早めに相談して、この土地の産業  
課、農業委員会との関係もありますから、その辺もクリアしながらなるべく土地を多  
めをお願いをしてPTAとか地域の方々の協力をお願いして、それから整地もし  
ないと車も止められないわけですので砂利も敷くなり、そういうケアもしていかな  
いと、後手後手になったら仕事がまたそれだけ、大雨、梅雨そういったことも考えな  
がらいけないですからそこら辺はしっかりと事務局のほうで考えていただきたいな  
と思います。それから、先ほどもちょっとあったのですが中央公民館をそのまま放置  
する問題。それから旧清掃センターもしかりですけど、こういった使えなくなった施設  
をそのまま放置していくというこの行政はこれはやはりあるべき姿では無いと思  
いますので、知恵を絞っていただいて、新しいそういった関係を調査しながら、や  
はりすっきりとした整理ができますようにひとつお願いしたいと思うのです。その  
新しい校舎と建設とからめると、確かに起債の枠というのは取りやすいかもしれ  
ないですが、今の仮校舎というのは耐用年数的に、十分に30年40年はもつわけ  
ですので、まあ

30年先のことを今言及するわけではないのですが、新しい校舎をそれ以前に作るというのはちょっと考えられないのではないかと思います、せっかくまた今回造るわけですので、やはり有効に、長期間使えるほうが、せっかくの町民の経費で造るわけですから、そういうことを考えまして相対的に良い所も悪い所も考えてですね、工事の面も運動会とかそういうイベントの駐車場の面も考えていただいて、ひとつ配慮いただきたいと思います。事務量が多くて大変でしょうけれども、町長もそういうことですので、ひとつ御指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑克夫町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、本当にありがとうございました。高田議員のおっしゃるとおり、使用後の建物がずっと残るとというのは行政としていかななものか、おっしゃったように旧清掃センター、近くは中央公民館、そして那間小学校の校舎がそういう対象になると思いますけれども、それは高田豊繁議員からもお知恵を貸していただければ、一緒になって取り組んでいきたいと思います。御指導のほど、またよろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、那間小学校一時使用校舎整備事業契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、那間小学校一時使用校舎整備事業契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を改正する条例)

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例

の一部を改正する条例)について、提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。改正内容は、公示送達電子化、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し等となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（沖野一雄議員） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって承認第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(与論町税条例の一部を改正する条例)は、承認されました。

----- ○ -----

**日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)**

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例)について、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されること及び、今後の本町の国保財政の安定化を図る観点から所要の改正を行うため与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。改正内容は、国民健康保険税に係る課税限度額や、医療分の所得割及び平等割について、所要の改正を行ったものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（沖野一雄議員） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって承認第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、承認されました。

----- ○ -----

#### 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算第16号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第16号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認5号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第16号))について、提案理由を申し上げます。

令和6年度繰越明許費を令和6年度与論町一般会計補正予算第16号として専決処

分いたしました。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（沖野一雄議員） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第16号））を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第16号））は、承認されました。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 吉田 勉

与論町議会議員 高田豊繁